

あらかわ「親育ち」支援事業 募集案内

※新型コロナウイルスの影響により、支援内容に変更がございますのでご注意ください。

1. 募集期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月10日(水)まで

2. 事業対象期間

令和8年4月19日(日)から令和9年3月31日(水)まで

3. 費用の助成回数

1団体につき年間2回まで

4. 支援対象団体

- 家庭教育に関する学習活動などの活動を行っている区内の子育て団体・子育てサークル
- 区内の小・中学校及び幼稚園のPTA、保育園の父母会
- その他区が必要と認める団体(子育て世代を支援する団体など)
※構成員が5人以上であり、うち過半数(構成員が10人未満の場合は、5人以上)が区内在住・在勤・在学者であること。

5. 支援対象事業

支援対象団体が自主活動として主催し、**子育て中の保護者(親)を対象とした**、次の条件を満たす事業

※子どものための事業は対象となりません。ただし、親子で参加する必要性がある事業の場合は対象となります。

※リモート講座も対象となります。

- 参加予定者が大人5人以上であり、うち過半数(参加予定者が10人未満の場合は、5人以上)が区内在住・在勤・在学者であること
- 内容は次に該当するものであること
 - (1)しつけや基本的な生活習慣についてなど、子育てに必要な知識・技能に関するもの
 - (2)親同士が子育てに関する情報を交換し、交流を深めるもの
 - (3)子育て中の不安やストレスの解消をはかり、今後の子育てに活力を与えるもの
 - (4)親子の交流を通じて、育児不安を解消すること及び親としての自己肯定感を高めるもの
 - (5)その他、家庭教育をより充実させることを目的とするもの

次の場合は対象となりません

- 家庭教育の向上と関係のないカルチャースタイル(手芸、料理、工作等)な講座や鑑賞のみが目的のもの
※ただし、親子の交流が目的となるものは対象となる場合もございますので、ご相談ください。
- 子どもの参加人数が保護者の人数を大幅に上回るもの(例:大人20名、子ども100名程度)
- 営利を目的とする場合、宗教又は政治的宣伝意図を含む場合

6. 支援内容

- (1)講師の選定や、実施方法に関するアドバイス・相談
- (2)講師費用の助成

- ・1回につき、**1名2時間分まで**を助成します。※団体会員が講師の場合は、対象になりません。
- ・金額は、荒川区の講師謝礼基準により、**1時間13,700円まで(税込)**。

なお、謝礼をお渡しする際は税金10.21%(復興特別所得税含む)を差し引いた額をお渡します。

※区が助成する謝礼以外に講師に対して謝礼をお渡しする場合は、その分に税金がかかります。

原則、支払う団体が納税義務者になります。詳細は荒川税務署(3893-0151)にご確認ください。

- (3)託児費用の助成

託児対象児の人数等により、1回につき**託児スタッフ3名、2時間分まで**を助成します。

(託児スタッフ1名1時間あたり1,220円まで。団体会員が託児スタッフの場合は、対象になりません。)

※託児費用は区役所の3階生涯学習課の窓口にて、現金でお渡しします。来庁される日時を事前に担当者までご連絡ください。

※区は託児費用の助成のみ行います。託児スタッフの手配は団体で行う必要があります。

区HPはこちら



7. 申込方法

募集期間内で、原則、**開催日の3か月前から3週間前まで**に記入例を参考に『あらかわ「親育ち」支援事業申請書』及び『事業計画書』を記入し、生涯学習課(区役所3階⑬窓口)に郵送、メール、ファクス又は持参にてご提出ください。持参による提出の場合はご来庁の前にご連絡ください。

提出する書類については、団体ごとに異なりますので、下の表をご確認ください。

●申請時に提出する書類

	申請書	事業計画書	会則	会員名簿
子育てサークル	○	○	○ (第1回のみ)	○ (第1回のみ)
PTA・父母の会			×	×

※事前のご相談は随時受け付けています。

8. 決定から実施後までの流れ

(1)助成決定後、申請からおよそ2週間後に承認書・実施報告に係る書類を代表者へ郵送いたします。

※変更がある場合はお早めにご連絡ください。

※なお、審査にあたってはヒアリングなどにより内容を確認させて頂く場合があります。

(2)実施当日は社会教育主事、および社会教育指導員が視察に伺うことがございます。

(3)謝礼のお支払いについては申請時にご案内いたします。

(4)事業実施後の書類提出について

講座終了後1か月以内に、実施報告に係る書類を提出してください。実施報告が区役所に届いてから講師費用の支払い手続きを行いますので、お早目の提出にご協力ください。

9. 承認の取り消し

団体が以下の条件に該当した場合は、助成の全部又は一部を取り消しすることがあります。

取り消しは助成金交付後でも行い、期限を定めて返還をしていただきます。

- 承認内容に変更が生じたとき。
- 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- 助成金を他の用途に使用したとき。



10. 基本的な感染対策のご協力のお願い

事業実施の際は、引き続き基本的感染対策にご協力ください。

- 参加者は発熱やせき等の症状がある場合は参加の自粛をお願いいたします。
- 手指の消毒、会場のこまめな換気を徹底する。
- 参加者間の十分な間隔を確保する。(概ね2メートルを目安)

※利用施設によってマスクの着用が求められる場合がございますのでご確認ください。

11. その他

来年度のあらかわ「親育ち」支援事業の募集案内や区のホームページ等に団体名またはサークル名・テーマ(講座名)・実施日・講師名(肩書も含む)を掲載いたしますので事前に講師にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

◆問い合わせ先◆ 生涯学習課生涯学習事業係

TEL : 03-3802-4575

FAX : 03-3802-3126

Email : shakyo-shakyo@city.arakawa.lg.jp